

第93回

# 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月22日（月曜日）

午前10時（午前9時開場）

開催場所

ゼント心斎橋 3階（旧ヒューリック心斎橋ビル）  
TKPガーデンシティPREMIUM心斎橋  
大阪市中央区南船場4-3-2

決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

書面またはインターネット等による議決権行使期限

2026年6月19日（金曜日）午後5時40分まで



## MORITA GROUP

株式会社 **モリタホールディングス**

証券コード 6455

証券コード6455  
2026年5月29日  
(電子提供措置の開始日2026年5月26日)

株 主 各 位

大阪市中央区道修町三丁目6番1号  
株式会社 **モリタホールディングス**  
代表取締役 社長執行役員 **加藤 雅義**

## 第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に「第93回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.morita119.com/ir/stock/shareholder.html>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記のウェブサイトアクセスして、当社名（モリタホールディングス）または証券コード  
(6455) を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」、「株主総会招集通知/株主総会資料」  
を順に選択してください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決  
権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類を  
ご検討くださいますと、2026年6月19日（金曜日）午後5時40分までに議決権を行使くださ  
いますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時	2026年6月22日（月曜日）午前10時
2. 場 所	大阪市中央区南船場4-3-2 ゼント心齋橋 3階 TKPガーデンシティPREMIUM心齋橋
3. 会 議 の 目的 事項	<b>報告事項</b> 1. 第93期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第93期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 取締役6名選任の件 第2号議案 監査役2名選任の件
4. 招 集 に あ た っ て の 決 定 事 項	代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として、株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

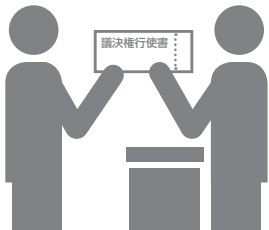
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面または電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の方法については、3ページから5ページをご覧ください。
- 書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。  
事業報告のうち、「1. 企業集団の現況に関する事項（12）主要な営業所及び工場、（13）従業員の状況、（14）主要な借入先及び金額、（15）その他企業集団の現況に関する重要な事項」、「2. 会社の株式に関する事項（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況、（6）その他株式に関する重要な事項」、「3. 会社の新株予約権に関する事項」、「4. 会社役員に関する事項（3）責任限定契約の内容の概要、（4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要、（5）社外役員に関する事項」、「5. 会計監査人の状況」、「6. 会社の体制及び方針」。連結計算書類のうち、「連結株主資本等変動計算書、連結注記表」。計算書類のうち、「株主資本等変動計算書、個別注記表」。監査報告書の、「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書、会計監査人の監査報告書、監査役会の監査報告書」。したがって、当該お送りする書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人の監査をした対象書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- 会場での配慮が必要な方は、準備の都合上、2026年6月15日（月曜日）午後5時40分までに榎モリタホールディングス総務部（☎06-6208-1907）までご連絡ください。

以 上

## 議決権行使方法のご案内

議決権行使の方法は以下の方法がございます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

### 当日ご出席いただける場合



株主総会  
開催日時

2026年6月22日（月曜日）午前10時（午前9時開場）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- 株主総会当日は、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

### 当日ご出席いただけない場合

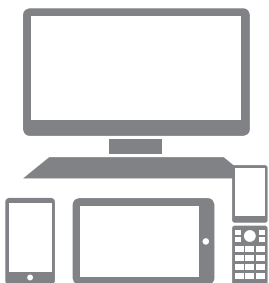


#### 書面（郵送）によるご行使

行使期限

2026年6月19日（金曜日）午後5時40分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



#### インターネット等によるご行使

行使期限

2026年6月19日（金曜日）午後5時40分まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、上記の行使期限までに賛否をご送信ください。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

▶詳細は次頁をご覧ください。

- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効としてお取り扱いいたします。

#### 機関投資家の皆様へ

株ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

## インターネット等により議決権を行使される場合のお手続について



インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ下記事項をご了承のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

- インターネット等による議決権行使は、**2026年6月19日（金曜日）午後5時40分まで有効**ですが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使されますようお願い申し上げます。
- インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによって可能です。

議決権行使ウェブサイト

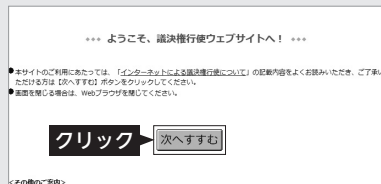
<https://www.web54.net>



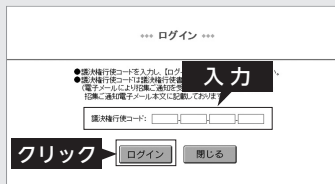
※スマートフォン等を利用して上記の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォン等の取扱説明書をご確認ください。（QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。）

インターネット等により議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

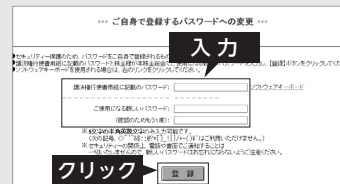
### ① WEBサイトへアクセス



### ② ログインする



### ③ パスワードの入力



④ 以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

### ！ ご注意

- 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネット等による議決権行使が、複数回行われた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者への料金（接続料金等）は株主様のご負担となりますのでご了承ください。

## 「スマート行使」による方法

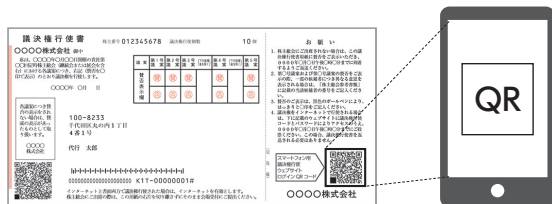
スマートフォン等をご利用の場合は、議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、議決権行使コード及びパスワードが入力不要で議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※1回に限り有効です。

※ログインQRコードを用いずに議決権行使される場合は、議決権行使コード及びパスワードの入力が必要となります。

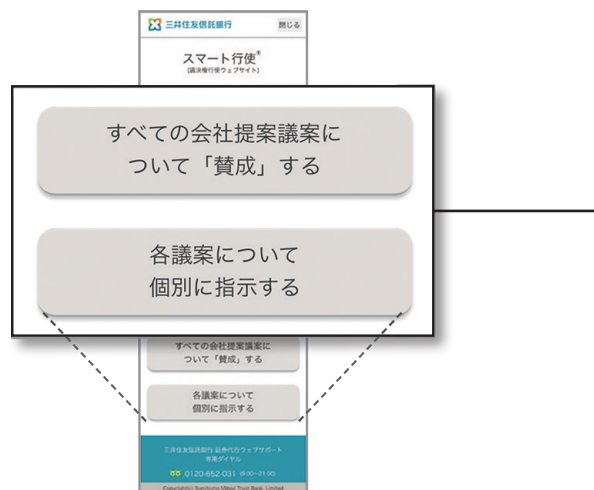
※再行使される場合は、議決権行使コード及びパスワードの入力が必要となります。

### 1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス



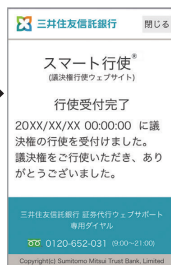
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

### 2 各議案の賛否を選ぶ



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

### 3 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

#### ■ お問い合わせ先について

インターネット等による議決権行使に関してパソコン等の操作方法でご不明な点につきましては、下記にお問い合わせくださいようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

**☎0120-652-031** (受付時間 9:00~21:00)

その他のご照会は、下記にお問い合わせくださいようお願い申し上げます。

証券会社に口座をお持ちの株主様

株主様の口座のある証券会社にお問い合わせください。

証券会社に口座のない株主様  
(特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

**☎0120-782-031**

(受付時間 9:00~17:00 土日祝日及び12/31~1/3を除く)

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 取締役6名選任の件

取締役 中島正博、金岡真一、加藤雅義、福西宏之、村井信也、磯田光男、川西孝雄、北條正樹、金子麻理の9氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

### 取締役候補者

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	性別	取締役会への出席状況
1	かとうまさよし 加藤 雅義 <input type="checkbox"/> 再任	代表取締役 社長執行役員	男性	12回/12回 (100%)
2	ふくにしひろゆき 福西 宏之 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 副社長執行役員	男性	12回/12回 (100%)
3	いそだみつお 磯田 光男 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外	取締役	男性	12回/12回 (100%)
4	かわにしたかお 川西 孝雄 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外	取締役	男性	12回/12回 (100%)
5	かねこまり 金子 麻理 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外	取締役	女性	12回/12回 (100%)
6	おおたまさる 太田 将 <input type="checkbox"/> 新任 <input type="checkbox"/> 社外	監査役	男性	12回/12回 (100%)

株主総会参考書類

候補者  
番号

1

か どう  
加藤

まさ よし  
雅義

(1970年2月18日生)

再任

(男性)



所有する当社の株式数

42,163株

取締役会への出席状況

全12回/全12回  
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年4月	当社入社	2022年6月	当社取締役
2015年4月	(株)モリタ 生産本部三田工場一般車製造部長	2024年8月	当社取締役 執行役員 当社グループコーポレート本部 副本部長
2017年4月	同社執行役員、生産本部長、三田工場長	2025年6月	当社代表取締役 社長執行役員(現在)
2017年6月	同社取締役、生産本部長、三田工場長	2026年4月	(株)モリタ取締役(現在)
2018年4月	同社取締役 執行役員、生産本部長、技術部長		
2022年4月	同社代表取締役 社長執行役員		

【取締役候補者とした理由】

加藤雅義氏は、消防車輛事業で長年にわたり生産部門・技術部門の要職を歴任し、2017年に(株)モリタの取締役に就任後、2022年4月から2026年3月までの4期は同社の代表取締役 社長執行役員を務めました。また、2022年6月より取締役として当社の経営に加わり、2025年6月からは代表取締役 社長執行役員を務めております。これらの豊富な経験及び実績を活かして、経営全般の監督機能及び意思決定機能において十分な役割を果たすことができると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

2

ふく にし  
福西

ひろ ゆき  
宏之

(1970年1月1日生)

再任

(男性)



所有する当社の株式数

33,582株

取締役会への出席状況

全12回/全12回  
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年4月	当社入社	2022年6月	当社取締役
2016年4月	(株)モリタ環境テック 営業本部西日本営業部長	2024年8月	当社取締役 執行役員 当社グループ戦略本部 副本部長
2017年4月	同社取締役、営業本部長、東日本営業部長	2025年4月	当社グループ戦略本部長(現在)
2019年6月	同社取締役 執行役員、営業本部長	2025年6月	当社取締役 副社長執行役員(現在)
2022年4月	同社代表取締役 社長執行役員、営業本部長	2026年4月	(株)モリタ環境テック取締役(現在)

【取締役候補者とした理由】

福西宏之氏は、産業機械事業で長年にわたり営業部門の要職を歴任し、2017年に(株)モリタ環境テックの取締役に就任後、2022年4月から2026年3月までの4期は同社の代表取締役 社長執行役員を務めました。また、取締役として2022年6月より当社の経営に加わり、2025年6月に取締役 副社長執行役員に就任しております。これらの豊富な経験及び実績を活かして、経営全般の監督機能及び意思決定機能において十分な役割を果たすことができると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

3

いそ だ  
磯田

みつ お  
光男

(1970年1月7日生)

再任

社外

(男性)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年4月	弁護士登録(大阪弁護士会)	2016年6月	当社取締役(現在)
1995年4月	三宅合同法律事務所(現 弁護士法人三宅法律事務所)入所	2019年5月	弁護士法人三宅法律事務所代表社員(現在)
2001年6月	ハーバード・ロースクールLLM課程修了	2025年6月	(株)ファルコホールディングス 社外取締役(監査等委員)(現在)
2001年8月	ビルズベリー・ウィンスロップ法律事務所 ニューヨーク・オフィスにて研修		
2002年2月	ニューヨーク州弁護士登録(当時)		
2002年7月	弁護士法人三宅法律事務所パートナー		
2014年6月	(株)長谷工コーポレーション 社外監査役(現在)		

**【重要な兼職の状況】**  
 弁護士法人三宅法律事務所代表社員  
 (株)長谷工コーポレーション社外監査役  
 (株)ファルコホールディングス 社外取締役(監査等委員)

所有する当社の株式数

4,800株

取締役会への出席状況

全12回/全12回  
(100%)

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

磯田光男氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年弁護士として活躍されており、法令についての高度な専門的知見を有しております。同氏は、2016年6月より当社社外取締役として就任し、取締役会及び自ら委員長を務める指名・報酬諮問委員会の審議においては、独立した立場からコンプライアンスやガバナンスにおける有益かつ貴重な助言をいただいております。引き続き当社の経営に独立性と透明性の高い監視・監督機能を発揮されることを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。

候補者  
番号

4

かわ にし  
川西

たか お  
孝雄

(1948年11月23日生)

再任

社外

(男性)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年4月	(株)三和銀行(現 (株)三菱UFJ銀行)入行	2008年4月	同行副頭取
1999年6月	同行執行役員	2010年6月	(株)ジェーシービー 代表取締役兼執行役員社長
2002年1月	(株)UFJ銀行(現 (株)三菱UFJ銀行) 常務執行役員	2014年6月	同社代表取締役会長
2004年5月	同行代表取締役専務執行役員	2015年2月	(株)ユニリタ社外取締役
2006年1月	(株)三菱東京UFJ銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行)常務取締役	2017年6月	当社取締役(現在)
		2017年6月	(株)ジェーシービー取締役会長

所有する当社の株式数

4,600株

取締役会への出席状況

全12回/全12回  
(100%)

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

川西孝雄氏は、長年金融機関で培われた専門的な知識と会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏は、2017年6月より当社社外取締役として就任し、取締役会及び指名・報酬諮問委員会の審議においては、独立した立場から企業経営に関する幅広い経験と深い知見に基づき有益かつ貴重な助言をいただいております。引き続き当社の経営に独立性と透明性の高い監視・監督機能を発揮されることを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。

株主総会参考書類

候補者  
番号

5

かね こ  
金子

まり  
麻理

(1962年8月23日生)

再任

社外

(女性)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	日本IBM(株)入社	2023年2月	(株)フィル・カンパニー 代表取締役社長
2006年8月	米国公認会計士登録	2024年6月	当社取締役(現在)
2006年9月	Fujita Rashi(USA) Corp. 会計担当責任者	2025年2月	(株)フィル・カンパニー 取締役(現在)
2008年6月	Beni LLC設立 代表就任		
2014年2月	(株)フィル・カンパニー常勤監査役		
2022年2月	同社取締役(常勤監査等委員)		
2022年6月	当社社外監査役		

【重要な兼職の状況】

(株)フィル・カンパニー取締役

所有する当社の株式数

2,400株

取締役会への出席状況

全12回/全12回  
(100%)

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

金子麻理氏は、(株)フィル・カンパニーにおいて、常勤監査役、代表取締役社長を歴任し、企業経営者として豊富な経験を有しております。また、財務及び会計について幅広い経験を有しております。同氏は2022年6月に当社社外監査役として就任し、2024年6月からは社外取締役として取締役会及び指名・報酬諮問委員会の審議においては、独立した立場から、企業経営に関する幅広い経験と深い知見に基づき有益かつ貴重な助言をいただいております。引き続き当社の経営に独立性と透明性の高い監視・監督機能を発揮されることを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

候補者  
番号

6

おお た  
太田

まさる  
将

(1966年6月8日生)

新任

社外

(男性)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年10月	青山監査法人入社	2015年6月	当社監査役(現在)
1997年3月	PwCコンサルティング(株)入社	2017年6月	ウェルス・マネジメント(株) 社外監査役
1997年4月	公認会計士登録	2022年6月	ウェルス・マネジメント(株) 社外取締役(監査等委員)(現在)
2001年3月	三和キャピタル(株)(現 (株)三菱UFJ キャピタル)入社		
2002年12月	フェニックス・キャピタル(株)入社		
2003年3月	同社取締役		
2006年4月	(株)アセントパートナーズ代表取締役(現在)		

【重要な兼職の状況】

(株)アセントパートナーズ代表取締役

ウェルス・マネジメント(株)社外取締役(監査等委員)

所有する当社の株式数

12,700株

取締役会への出席状況

全12回/全12回  
(100%)

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

太田将氏は、コンサルタント機関での豊富な経験や経営コンサルティング企業の代表取締役としての幅広い知識を有しております。同氏は2015年6月より当社社外監査役として就任し、当社の重要な意思決定や業務執行に関する監視・監督において適切な提言・助言を行っております。今後は同氏に、当社の経営に独立性と透明性の高い監視・監督機能を発揮されることを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏は、本総会終結の時をもって監査役を辞任されます。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。

- (注) 1. 各取締役候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 磯田光男、川西孝雄、金子麻理、太田将の4氏は、社外取締役候補者であり、(株)東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
3. 当社と磯田光男、川西孝雄、金子麻理の3氏は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。本議案において3氏の選任についてご承認いただいた場合、当社は、3氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また当社は、太田将氏との間で、社外監査役として会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。本議案において同氏の選任についてご承認いただいた場合、当社は、同氏との間で、社外取締役として新たに同様の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとしております。本議案において各氏の選任についてご承認いただいた場合、取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

(ご参考)

本定時株主総会において、第1号議案が原案どおりご承認いただいた場合の取締役の構成及び各取締役が有する知見・経験は、以下のとおりとなります。

取締役氏名		各取締役が有する知見・経験							
		企業経営	国際経験	法務・ガバナンス	財務・会計	営業・マーケティング	技術・研究開発	生産	人事
社内	加藤 雅義	○		○	○		○	○	○
	福西 宏之	○	○	○	○	○			○
社外	磯田 光男 ※1 ※2		○	○					
	川西 孝雄 ※1	○	○		○	○			○
	金子 麻理 ※1	○	○	○	○				○
	太田 将 ※1	○	○		○				

※1 (株)東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員

※2 磯田光男氏は、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員長を務めています。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

監査役 太田将氏は本総会終結の時をもって辞任されます。また、監査役 西村捷三氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

### 監査役候補者

候補者番号 **1** にしむら しょうぞう **西村 捷三** (1945年3月3日生) 再任 社外 (男性)



#### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1970年4月	弁護士登録(大阪弁護士会)	2008年6月	上原成商事(株)社外監査役
1970年4月	三宅合同法律事務所(現 弁護士法人三宅法律事務所)入所	2018年6月	当社監査役(現在)
1979年4月	西村法律会計事務所開業、所長(現在)	2019年6月	(株)京都製作所取締役
		2024年6月	同社監査役(現在)

#### 【重要な兼職の状況】

西村法律会計事務所所長

#### 【社外監査役候補者とした理由】

西村捷三氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務にも精通されており、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、監査機能を十分に発揮していただけるものと判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。

#### 所有する当社の株式数

11,200株

#### 取締役会への出席状況

全12回/全12回  
(100%)

候補者  
番号 2 かわ むら  
川村

けん  
健 (1967年3月17日生)

新任 社外

(男性)



所有する当社の株式数

0株

取締役会への出席状況

—

#### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1991年10月	青山監査法人入所	2017年7月	PwC Japan Group General Oversight Committee委員
2006年10月	PwCアドバイザー(株) (現 PwCアドバイザー(同)) 入社(パートナー)		PwCあらた監査法人 (現 PwC Japan有限責任監査法人) 監視委員会委員
2008年1月	あらた監査法人 (現 PwC Japan有限責任監査法人) 入所(代表社員)	2019年7月	PwCアドバイザー(同)CFO
2010年1月	プライスウォーターハウスクーパース(株) (現 PwCアドバイザー(同))入社	2023年7月	同社品質管理部リーダー
2012年7月	同社トランザクションサービスリーダー	2024年7月	同社CRO
		2025年6月	三井倉庫ホールディングス(株) 社外監査役(現在)

#### [重要な兼職の状況]

三井倉庫ホールディングス(株)社外監査役

#### 【社外監査役候補者とした理由】

川村健氏は、公認会計士としての高い見識と、国内外の複数の業界における会計監査業務及びディールアドバイザー業務で培われた豊富な経験をもとに、当社の重要な意思決定や業務執行に関する監査・監督において適切な提言・助言をいただけると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注)
1. 監査役候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
  2. 西村捷三、川村健の両氏は、社外監査役候補者であり、(株)東京証券取引所が指定を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
  3. 当社と西村捷三氏は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。同氏の再任をご承認いただいた場合、当社は、同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、本総会において川村健氏の選任をご承認いただいた場合、当社は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
  4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとしております。本議案において各氏の選任についてご承認いただいた場合、監査役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

以上

# 事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、中東情勢をはじめとする地政学的リスクの高まりや、米国政策の影響、為替相場の動向、物価高や金利上昇など、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループは、『「安心」を支える技術と絶えざる挑戦で、人と地球のいのちを守る』というパーパスのもと、サステナビリティ経営を推進するとともに、中期経営計画「Morita Reborn 2025」の最終年度として企業価値の向上に向けた諸施策に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度におきまして、経営数値目標に掲げております、「営業利益率12%」、「DOE(株主資本配当率)2.5%以上を目安」、並びに「営業利益の過去最高の更新」を達成いたしました。

当連結会計年度の業績につきましては、受注高は前期比1,209百万円減少し、104,379百万円(1.1%減)、売上高は前期比4,852百万円増加し、116,596百万円(4.3%増)となりました。損益につきましては、営業利益は前期比1,723百万円増加し、15,456百万円(12.5%増)、経常利益は前期比1,301百万円増加し、15,045百万円(9.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比15百万円減少し、9,456百万円(0.2%減)となりました。売上高、営業利益及び経常利益において過去最高を更新いたしました。

売上高

1,165億96百万円

前期比 4.3%



営業利益

154億56百万円

前期比 12.5%



経常利益

150億45百万円

前期比 9.5%



親会社株主に帰属する当期純利益

94億56百万円

前期比 0.2%



**セグメント別の概況**は次のとおりであります。

**消防車輛事業**は、国内の売上が順調に推移したことから、前期比では売上高は5,274百万円増加し、71,689百万円（7.9%増）、セグメント利益は1,332百万円増加し、8,167百万円（19.5%増）となりました。

**防災事業**は、前期にあった消火設備の大型案件の売上が減少した影響により、前期比では売上高は1,659百万円減少し、24,959百万円（6.2%減）、セグメント利益は135百万円増加し、5,148百万円（2.7%増）となりました。

**産業機械事業**は、製品及び部品・メンテナンスの売上が堅調に推移したことから、前期比では売上高は113百万円増加し、6,476百万円（1.8%増）、セグメント利益は42百万円増加し、896百万円（4.9%増）となりました。

**環境車輛事業**は、製品の売上が順調に推移したことから、前期比では売上高は1,124百万円増加し、13,469百万円（9.1%増）、セグメント利益は226百万円増加し、1,254百万円（22.1%増）となりました。

## (2) 対処すべき課題

当社グループは、サステナビリティへの取り組みの推進と中長期的な企業価値の一層の向上を目指し、社会における存在理由である、パーパス『「安心」を支える技術と絶えざる挑戦で、人と地球のいのちを守る』を中心とする、『モリタ フィロソフィー』を制定しております。このモリタ フィロソフィーのもと、社会的課題の解決と持続的な企業価値の向上を両立させるため、当社グループが取り組むべき重要課題（マテリアリティ）を特定し、それぞれに取り組みテーマと指標を設け、実行しております。

なお、当社は2026年4月28日開催の取締役会において、マテリアリティの改定に関して次頁の通り決議いたしました。従前のマテリアリティを発展的に改定し、事業価値と環境・社会価値をより高いレベルで両立させることを目指してまいります。

## ■ 事業報告

マテリアリティ	目指す姿・方向性	KGI (※) (Key Goal Indicator)
環境価値を創る	気候変動をはじめとする環境課題の解決に貢献し、人と地球のいのちを守る	・GHG排出量削減率 ・環境配慮型製品のラインアップ拡充
人を育み活かす	すべての従業員が希望をもって成長し、持てる力を発揮できる環境をつくる	・従業員エンゲージメントスコア ・人的資本ROI
ガバナンスを深める	コンプライアンスと人権尊重を含むコーポレートガバナンスの実効性を継続的に高める	・コンプライアンス／法令遵守の徹底 ・自社及びサプライチェーンの人権尊重 ・取締役会の実効性

※各KGIの達成目標は別途設定しホームページ等にて開示します。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度の主要な資金調達につきましては、経常的な調達のほかは特記すべき事項はありません。

### (4) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、生産設備の合理化など総額1,852百万円の設備投資を実施いたしました。

### (5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

### (6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### (7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

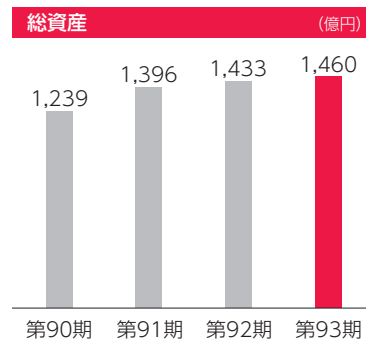
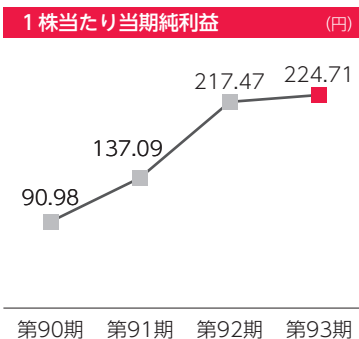
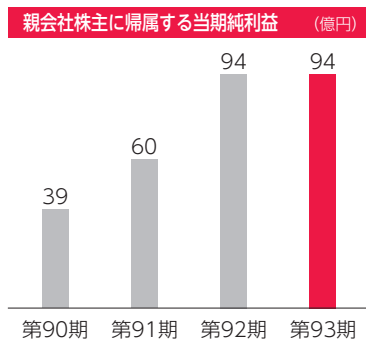
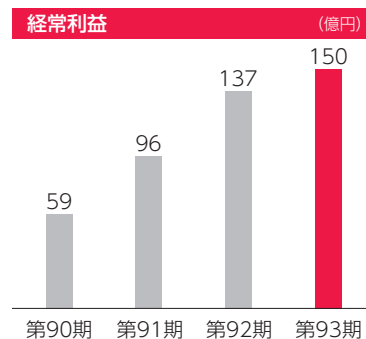
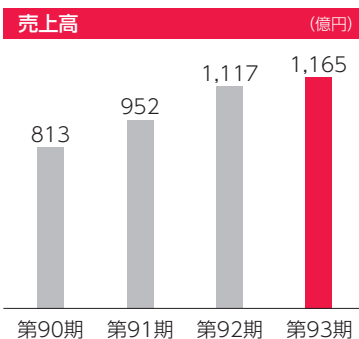
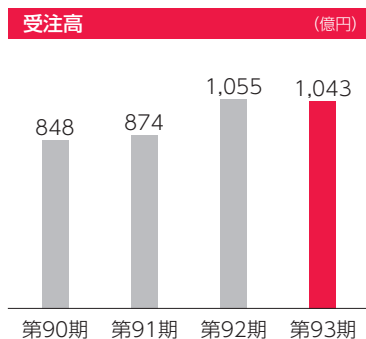
### (8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第90期 (2022/4～2023/3)	第91期 (2023/4～2024/3)	第92期 (2024/4～2025/3)	第93期 (2025/4～2026/3) (当連結会計年度)
受 注 高 (百万円)	84,876	87,443	105,589	104,379
売 上 高 (百万円)	81,344	95,205	111,743	116,596
経 常 利 益 (百万円)	5,913	9,627	13,744	15,045
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,996	6,011	9,472	9,456
1 株当たり当期純利益 (円)	90.98	137.09	217.47	224.71
総 資 産 (百万円)	123,986	139,695	143,352	146,006

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により計算しております。



## (10) 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社モリタ	1,000百万円	100.0 <sup>%</sup>	消防車の製造、販売
モリタ宮田工業株式会社	100百万円	100.0	消火器、消火設備等の製造、販売
株式会社モリタ環境テック	100百万円	100.0	環境機器の製造、販売及び環境プラントの設計、施工
株式会社モリタエコノス	400百万円	100.0	環境保全車輛の製造、販売
株式会社モリタテクノス	100百万円	100.0	消防車のオーバーホール
BRONTO SKYLIFT OY AB	1,515千ユーロ	100.0	屈折はしご付消防車及び高所作業車の製造、販売
株式会社北海道モリタ	30百万円	66.3	消防車の製造、販売

(注) 連結決算の対象会社は、当社及び連結子会社13社であります。

### ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

## (11) 主要な事業内容

当社の企業集団は、消防車、消火器、防災設備、環境保全車輛及び環境機器の製造販売並びに環境プラントの設計施工を主な内容として、さらに各事業に関連する製品・部品の製造及びサービス等の事業活動を展開しております。

セグメント	主要製品
消防車輛事業	はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、普通消防ポンプ自動車
防災事業	消火器、防災設備、その他防災関係製品
産業機械事業	リサイクル処理施設、各種ごみ処理施設、スクラップ処理施設、スクラップ処理機械
環境車輛事業	衛生車、塵芥車、各種環境保全車輛

## (12) 主要な営業所及び工場

### ① 当社

大阪本社	大阪府中央区道修町三丁目6番1号
東京本社	東京都港区芝五丁目36番7号
研究開発拠点	大阪府八尾市神武町1番43号 (モリタATIセンター)

### ② 子会社

#### 株式会社モリタ

本 社	兵庫県三田市
東京本社	東京都港区
営業拠点	仙台支店 [仙台市]、名古屋支店 [名古屋市]、関西支店 [兵庫県三田市]、福岡支店 [福岡県糟屋郡粕屋町]
生産拠点	三田工場 [兵庫県三田市]

#### モリタ宮田工業株式会社

本 社	東京都江東区
営業拠点	東北支店 [仙台市]、中部支店 [名古屋市]、関西支店 [大阪府八尾市]、九州支店 [福岡県糟屋郡粕屋町]
生産拠点	茅ヶ崎工場 [神奈川県茅ヶ崎市]、栗原工場 [宮城県栗原市]、上野事業所 [三重県伊賀市]

#### 株式会社モリタ環境テック

本 社	千葉県船橋市
営業拠点	東日本営業部 [千葉県船橋市・仙台市]、西日本営業部 [大阪府八尾市・名古屋市・福岡県糟屋郡粕屋町]
生産拠点	船橋工場 [千葉県船橋市]

#### 株式会社モリタエコノス

本 社	兵庫県三田市
営業拠点	仙台支店 [仙台市]、埼玉支店 [埼玉県上尾市]、千葉支店 [千葉市]、東京支店 [東京都江東区]、西東京支店 [東京都西多摩郡瑞穂町]、新潟支店 [新潟市]、神奈川支店 [横浜市]、静岡支店 [静岡市]、名古屋支店 [名古屋市]、関西支店 [大阪府八尾市]、広島支店 [広島市]、四国支店 [高松市]、福岡支店 [福岡県大野城市]、鹿児島支店 [鹿児島市]
生産拠点	本社工場 [兵庫県三田市]

## ■ 事業報告

### 株式会社モリタテクノス

本 社 営業拠点	兵庫県三田市 東京営業所 [千葉県船橋市]、名古屋営業所 [名古屋市]、関西営業所 [兵庫県三田市]、福 岡営業所 [福岡県糟屋郡粕屋町]
生産拠点	三田工場 [兵庫県三田市]

### BRONTO SKYLIFT OY AB

本 社 生産拠点	フィンランド共和国タンペレ市 タンペレ工場 [タンペレ市]、ポリ工場 [フィンランド共和国ポリ市]
-------------	--

## (13) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,786名	38名増

## (14) 主要な借入先及び金額

特記すべき事項はありません。

## (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 180,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 45,418,542株 (自己株式4,446,768株を含む)

(注) 発行済株式の総数の減少は2026年2月10日付をもって自己株式の消却を実施したことによるものです。

- (3) 株主数 6,686名  
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,332 <small>千株</small>	10.57 %
モリタ取引先持株会	2,379	5.81
第一生命保険株式会社	1,805	4.41
株式会社みずほ銀行	1,774	4.33
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,759	4.29
エア・ウォーター株式会社	1,730	4.22
株式会社三菱UFJ銀行	1,498	3.66
三井住友信託銀行株式会社	1,117	2.73
株式会社三井住友銀行	1,007	2.46
モリタ従業員持株会	944	2.30

(注) 持株比率は自己株式 (4,446,768株) を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数 (株)	交付対象者数 (人)
取締役 (社外取締役を除く)	32,372	5
社外取締役	—	—
監査役	—	—

## (6) その他株式に関する重要な事項

### ① 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項及び当社定款第37条の定めにより、2025年11月13日開催の取締役会の決議に基づき、当期において次のとおり自己株式を取得いたしました。

取得株式	普通株式	1,861,000株
------	------	------------

取得価額の総額	4,658,083,000円
---------	----------------

取得を必要とした理由	経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び株主還元策の一環
------------	-----------------------------------

### ② 自己株式の消却

当社は、会社法第178条の定めにより、2026年1月30日開催の取締役会の決議に基づき、当期において次のとおり自己株式を消却いたしました。

消却株式	普通株式	1,500,000株
------	------	------------

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼CEO	中 島 正 博	(株)モリタ 代表取締役会長 BRONTO SKYLIFT OY AB 取締役会議長 日野自動車(株) 社外取締役
取締役副会長	金 岡 真 一	(株)モリタ 代表取締役 社長執行役員 グループ戦略本部長 (株)モリタ環境テック 代表取締役 社長執行役員 グループコーポレート本部長
代表取締役 社長執行役員	加 藤 雅 義	
取締役 副社長執行役員	福 西 宏 之	
取締役 常務執行役員	村 井 信 也	弁護士法人三宅法律事務所 代表社員 (株)長谷工コーポレーション 社外監査役 (株)ファルコホールディングス 社外取締役(監査等委員)
取締役	磯 田 光 男	
取締役	川 西 孝 雄	(株)フィル・カンパニー 取締役  (株)アセントパートナーズ 代表取締役 ウェルス・マネジメント(株) 社外取締役(監査等委員) 西村法律会計事務所 所長 矢野公認会計士事務所 代表 (株)ビジネスブレイン太田昭和 社外取締役(監査等委員)
取締役	北 條 正 樹	
取締役	金 子 麻 理	
常勤監査役	平 岡 理 弘	
監査役	太 田 将	
監査役	西 村 捷 三	西村法律会計事務所 所長 矢野公認会計士事務所 代表 (株)ビジネスブレイン太田昭和 社外取締役(監査等委員)
監査役	矢 野 奈保子	

- (注) 1. 磯田光男、川西孝雄、北條正樹、金子麻理の4氏は、社外取締役であります。
2. 太田将、西村捷三、矢野奈保子の3氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 太田将、矢野奈保子の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 西村捷三氏は、弁護士として企業法務に精通しており、また、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外取締役 磯田光男、川西孝雄、北條正樹、金子麻理の4氏は、(株)東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
6. 社外監査役 太田将、西村捷三、矢野奈保子の3氏は、(株)東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
7. 当期中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 新任  
監 査 役 矢 野 奈保子 (2025年6月20日)
- (2) 退任  
監 査 役 浅 田 栄 治 (2025年6月20日 任期満了)
- (3) 地位の変更  
2025年6月20日をもって、取締役 加藤雅義氏は代表取締役に、代表取締役 金岡真一氏は取締役副会長に、それぞれ就任いたしました。

## (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役については、個人別報酬等の内容に係る決定方針を定めており、当社の取締役の報酬は、当社グループの持続的かつ安定的な成長による企業価値向上を図るうえで、各取締役が果たすべき役割を最大限に発揮するための対価として機能することを目的としております。なお、この方針につきましては、客観性、透明性を高めるとともにコーポレートガバナンスの向上を目的に、社外取締役4名（うち1名は委員長）を含む6名の取締役で構成される報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得て、取締役会で決議し決定しております。

報酬体系は、固定報酬としての基本報酬、変動報酬としての業績連動型報酬及び非金銭報酬（長期インセンティブ報酬）により構成し、基本報酬及び業績連動型報酬（役員賞与）は金銭報酬であり、非金銭報酬（長期インセンティブ報酬）は事前交付型譲渡制限付株式報酬であります。各報酬の割合については、業績指標（KPI）を100%達成の場合の標準的な比率の目安は、代表取締役では、「基本報酬」40：「業績連動型報酬」30：「非金銭報酬」30、その他取締役では、「基本報酬」55：「業績連動型報酬」25：「非金銭報酬」20としております。なお、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

また、監査役の個人別報酬は、監査役の協議により決定しております。

### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の金銭報酬の額は、2025年6月20日開催の第92回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役年額50百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は4名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2023年6月23日開催の第90回定時株主総会において、株式報酬の額を年額100百万円以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第83回定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、2025年6月20日に開催された取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長兼CEO 中島正博及び代表取締役 社長執行役員 加藤雅義が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とし、取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、社外取締役4名（うち1名は委員長）を含む6名の取締役で構成される報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとしております。さらに、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしており、当該手続きを経て個人別報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 業績連動報酬等に関する事項

各々の取締役が担う役割・責任や成果に応じた報酬体系とするため、取締役に対して業績連動報酬等として役員賞与を支給しております。

当社の業績連動型報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した金銭報酬とし、各事業年度の営業利益の目標値に対する達成度合いや営業利益伸長率に応じて算出された額を賞与とし毎年、一定の時期に支給いたします。中期経営計画「Morita Reborn 2025」において計画最終年度である2025年度の経営数値目標として、「営業利益率12%」、「営業利益の過去最高の更新」を掲げていることから、業績連動型報酬の指標は、営業利益率、営業利益目標達成度合い及び過年度に比した営業利益の伸長度合いを設定しております。

業績連動型報酬に係る指標の目標及び実績につきましては、当事業年度における営業利益目標は、2025年4月25日開示の通期予想 営業利益13,800百万円及び営業利益率12.0%で、当事業年度の実績は、営業利益15,456百万円（前期比12.5%増）、営業利益率13.3%と、ともに目標を達成しております。

## ■ 事業報告

### ⑤ 非金銭報酬等の内容

当社の非金銭報酬（長期インセンティブ報酬）は、当社株価にのみ連動する事前交付型譲渡制限付株式とし、基本報酬年額に対し、役位に応じて設定した一定割合を乗じた金額から株式数を決定することとしております。支給の対象は、社外取締役を除く取締役とし、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的としております。

当該譲渡制限付株式報酬の内容及びその交付した株式の状況は「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。

### ⑥ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	319 (38)	150 (38)	103 (一)	65 (一)	9 (4)
監査役 (うち社外監査役)	37 (19)	37 (19)	—	—	5 (3)

(注) 業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

### **(3) 責任限定契約の内容の概要**

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間に、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社は取締役 磯田光男、川西孝雄、北條正樹、金子麻理の4氏と監査役 太田将、西村捷三、矢野奈保子の3氏と責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

### **(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要**

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び監査役並びに株式会社モリタ、モリタ宮田工業株式会社、株式会社モリタ環境テック、株式会社モリタエコノス、株式会社モリタテクノス、BRONTO SKYLIFT OY ABの取締役及び監査役であり、全ての被保険者の保険料を全額当社が負担しております。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係  
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況  
取締役会等への出席状況及び発言状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	磯田光男	<p>当期開催の取締役会12回全てに出席し、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、主に弁護士としての専門的な視点から、必要な発言を行っております。</p> <p>なお、同氏は取締役・執行役員の選解任につき取締役会に答申を行う指名諮問委員会（当期7回開催中、7回出席）並びに報酬につき取締役会に答申を行う報酬諮問委員会（当期2回開催中、2回出席）の委員であり、2020年11月から委員長を務めています。</p>
取締役	川西孝雄	<p>当期開催の取締役会12回全てに出席し、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、主に経営者としての豊富な経験及び見識等から、必要な発言を行っております。</p> <p>なお、同氏は取締役・執行役員の選解任につき取締役会に答申を行う指名諮問委員会（当期7回開催中、7回出席）並びに報酬につき取締役会に答申を行う報酬諮問委員会（当期2回開催中、2回出席）の委員を務めています。</p>
取締役	北條正樹	<p>当期開催の取締役会12回のうち11回に出席し、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、主に経営者としての豊富な経験及び見識等から、必要な発言を行っております。</p> <p>なお、同氏は取締役・執行役員の選解任につき取締役会に答申を行う指名諮問委員会（当期7回開催中、4回出席）並びに報酬につき取締役会に答申を行う報酬諮問委員会（当期2回開催中、2回出席）の委員を務めています。</p>
取締役	金子麻理	<p>当期開催の取締役会12回全てに出席し、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、主に経営者や監査役としての経験を活かした視点から、必要な発言を行っております。</p> <p>なお、同氏は取締役・執行役員の選解任につき取締役会に答申を行う指名諮問委員会（当期7回開催中、7回出席）並びに報酬につき取締役会に答申を行う報酬諮問委員会（当期2回開催中、2回出席）の委員を務めています。</p>

区分	氏名	出席状況及び発言状況
監査役	太田 将	当期開催の取締役会12回及び監査役会12回全てに出席し、取締役会と監査役会のいずれにおいても疑問点を明らかにするために適宜質問し、主にコンサルタント機関での豊富な知識と経験から、必要な発言を行っております。
監査役	西村 捷三	当期開催の取締役会12回及び監査役会12回全てに出席し、取締役会と監査役会のいずれにおいても疑問点を明らかにするために適宜質問し、主に弁護士としての専門的な視点から、必要な発言を行っております。
監査役	矢野 奈保子	就任後に開催されました当期の取締役会10回及び監査役会10回全てに出席し、取締役会と監査役会のいずれにおいても疑問点を明らかにするために適宜質問し、主に財務知識やコンサルタント機関での豊富な経験から、必要な発言を行っております。

#### ④ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関連して行った職務の概要

当社の社外取締役は、磯田光男、川西孝雄、北條正樹、金子麻理の4氏であり、それぞれ弁護士や企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしてもらうことを期待しております。各社外取締役は、当社の取締役会において、疑問点等を明らかにするために適宜質問するなど行い、当社が展開する各事業内容並びに業界について理解を深め、取締役会の実効性、コンプライアンスや内部統制、サステナビリティ、各事業会社の経営に関する助言など活発に意見を発言し、当社グループの発展に寄与しています。

また、当社は、社外取締役4名と代表取締役 中島正博及び加藤雅義を含む取締役6名で構成する指名諮問委員会並びに報酬諮問委員会を設置し、各委員会の委員長には社外取締役の磯田光男氏が就任しております。各委員会において取締役・執行役員を選解任並びに報酬について討議し、取締役会へ答申し、取締役会はその答申をもとに決議しなければならないこととしております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や監査報酬の見積り根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 36百万円

### (4) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

40百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬を含めております。
2. 当社の重要な子会社のうち、BRONTO SKYLIFT OY ABは当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に開催される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会が会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 内部統制システム構築の基本方針

当社は、パーパス『「安心」を支える技術と絶えざる挑戦で、人と地球のいのちを守る』及び、ビジョン『安全で住みよい豊かな社会へ貢献し、感謝され、愛される企業』に基づき、当社グループの業務の適正を確保するため、その構築に関する基本方針を以下のとおり定めております。

#### ① 取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、会社の業務執行を適正に行うため、実効性のある内部統制システムの構築・運用に努める。当社グループは、「モリタグループ コンプライアンス基本方針」に基づき、これを実行化する組織や規程を整備することで、取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整えている。

(イ)コンプライアンスを統括する組織として、当社及び主な子会社に、コンプライアンス委員会を設置している。

(ロ)当社代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会は独立して、内部通報等により明らかになったリスク情報に関し、事実関係調査、対応の決定、取締役会への報告、フィードバック、会社への報告、再発防止策の提案・実行等を担う。

(ハ)リスク情報の早期発見と不正抑制効果を高めるため、社内及び社外に内部通報窓口を設置し、内部通報があった場合、コンプライアンス委員会は事実関係調査、対応の決定、報告、再発防止策の提案・実行等を担う。

#### ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

(イ)取締役は、職務執行にかかる電磁的記録を含む文書、その他の重要な情報を、法令及び社内規定に基づき適正に保存、管理する。

(ロ)監査役は、取締役の職務執行にかかる文書等情報の保存及び管理について、関連諸規定に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

(ハ)取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧することができる。

## ■ 事業報告

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの事業や投資にかかわるリスクは、取締役会やグループ経営会議等の各種会議体において、全社的に管理している。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ)当社及び主な子会社は、経営と業務執行を明確に区分するため、執行役員制度を採用し、取締役による経営の意思決定を効率的かつ迅速に行っている。

(ロ)当社においては取締役会を毎月1回定期的に開催し、緊急決議を要する場合には、臨時取締役会を開催している。また、子会社においても取締役会を定期的に開催し、取締役会規則に基づき経営に関する重要事項について決議している。

(ハ)当社及び主な子会社の代表者等によるグループ経営会議を原則月1回定期的に開催し、経営計画の進捗報告や重点課題について多面的に討議を行い、取締役会の実効性を高めている。

### ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ)当社の担当部門は、グループ各社から業績や経営状況について定期的に報告を受けている。グループ経営会議において、グループ各社の経営計画・年度予算、経営の重要事項についての報告・討議を行い、グループ各社と連携を図りながら、業務の適正を確保している。また、連結対象子会社とは、四半期決算ごとに連絡会議を設けて、適正な決算業務の運営に努めている。

(ロ)当社グループ各社の取締役や監査役に当社の役職員を非常勤で兼務させ、取締役会等重要な会議への出席によって、情報を取得している。

(ハ)当社の監査役は、計画的に当社グループ各社の監査に赴き、子会社取締役等の業務執行状況を監査している。また、子会社の監査役とも定期的に情報交換を行い、監査の実効性を高めている。

(ニ)当社の社長直轄の監査室は、計画的に当社グループ各社の業務監査を実施し、法令や社内規則に則って適正に業務が行われているかを監査している。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務執行を補助する使用人を選任し、監査役の指揮命令のもと、業務を補助する体制をとっている。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(イ)前号の使用人の人事については、常勤監査役の事前の同意を得ることで、取締役からの独立性を確保している。

(ロ)監査役の職務を補助する前号の使用人に対する指揮命令権限は、その業務の範囲内においては、監査役または監査役会に帰属するものとし、取締役、執行役員及びその他の使用人は指揮命令権限を有しない。

⑧ 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

(イ)当社グループ各社の業務執行を担当する執行役員及び使用人は、定期的開催される取締役会において、担当部門の業務執行報告を行い、監査役は常に取締役会に出席してその報告を受ける。

(ロ)当社グループ各社の取締役等及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは直ちに監査役に報告する。

(ハ)内部通報制度により使用人から通報を受け付けた場合は、コンプライアンス委員会が通報された事実関係の調査にあたる。また、コンプライアンス委員会には監査役も委員として参画し、不正事故情報についても早期に監査役に報告できる体制を整えている。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役等及び使用人が監査役への報告を行った場合、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨をコンプライアンス規定に定めている。

## ■ 事業報告

- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、当社グループ各社の定期的な報告会議等に参加するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧して、必要に応じて取締役や執行役員、使用人にその説明を求めている。
- (ロ) 監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図っている。
- (ハ) 監査役は、内部監査の監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を依頼する。
- (ニ) 代表取締役は、監査役と定期的な報告会を実施するとともに、監査役との意思の疎通を図っている。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① コンプライアンス・リスク管理について

コンプライアンスを統括する組織として、当社及び主な子会社に、コンプライアンス委員会を設置しており、コンプライアンスに関する取り組みとして、当社及び子会社の役員・管理職を対象とした研修を通してコンプライアンス意識の向上に努めている。また、当社グループの事業や投資に関わるリスクは、取締役会やグループ経営会議等の各種会議体において、全社的に管理している。

### ② 職務執行の効率性確保

職務の執行が効率的に行われることに対する取り組みとして、当社の取締役会を当事業年度は12回開催した。また、当社及び主な子会社は、経営と業務執行を明確に区分するため、執行役員制度を採用し、取締役による経営の意思決定を効率的かつ迅速に行っている。さらに、当社及び主な子会社の代表者等によるグループ経営会議を原則月1回定期的に開催し、経営計画の進捗報告や重点課題について多面的に討議を行い、取締役会の実効性を高めている。

### ③ 監査役監査の実効性確保について

監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組みとして、当社の取締役会のほか、当社グループ各社の定期的な報告会議等に出席するとともに、稟議書類等業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役や執行役員、使用人に説明を求めている。また、代表取締役との意見交換会を定期的に実施しているほか、会計監査人及び監査室とも定期的に連絡会を開催している。さらに、子会社の監査役が集まる情報交換会を当事業年度は2回開催し、重点監査項目やグループ会社の監査結果を共有することにより監査の実効性を高めている。

### (3) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、常に反社会的な個人、団体に対しては、特殊な取引、金銭の要求に応じないことはもちろん、一切の関係を遮断することを基本方針としております。

また、総務部を対応総括窓口として、大阪府企業防衛連合協議会に参画して、警察当局とも連携を保ち、必要に応じて情報交換を行っております。

### (4) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

### (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元につきましては、財務体質と企業基盤の強化を図りつつ、「安定的な配当の継続及び向上」を基本方針として、中期経営計画「Morita Reborn 2025」において「DOE(株主資本配当率)2.5%以上を目安とする」という基準を設定しております。

この方針のもと、当期の年間配当金につきましては、前期より普通配当として6円増配の1株当たり64円を実施させていただきます。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回としており、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、定款に従い、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができることとしております。

---

以上のご報告のうち、金額及び株数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>90,384</b>	<b>流動負債</b>	<b>33,673</b>
現金及び預金	26,544	支払手形及び買掛金	13,034
受取手形、売掛金及び契約資産	30,301	電子記録債務	3,657
電子記録債権	2,926	短期借入金	908
棚卸資産	29,093	未払金	1,675
その他	1,776	未払法人税等	3,479
貸倒引当金	△257	未払消費税等	1,199
<b>固定資産</b>	<b>55,622</b>	賞与引当金	1,742
<b>有形固定資産</b>	<b>34,448</b>	役員賞与引当金	260
建物及び構築物	12,021	製品保証引当金	335
機械装置及び運搬具	2,506	リコール関連引当金	63
土地	18,647	その他	7,315
建設仮勘定	226	<b>固定負債</b>	<b>9,857</b>
その他	1,046	繰延税金負債	4,609
<b>無形固定資産</b>	<b>1,155</b>	退職給付に係る負債	3,532
ソフトウェア	548	役員退職慰労引当金	18
ソフトウェア仮勘定	187	再評価に係る繰延税金負債	500
その他	419	その他	1,196
<b>投資その他の資産</b>	<b>20,018</b>	<b>負債合計</b>	<b>43,530</b>
投資有価証券	15,234	<b>(純資産の部)</b>	
退職給付に係る資産	2,469	<b>株主資本</b>	<b>91,112</b>
繰延税金資産	1,145	<b>資本金</b>	<b>4,746</b>
その他	1,484	<b>資本剰余金</b>	<b>2,677</b>
貸倒引当金	△315	<b>利益剰余金</b>	<b>91,367</b>
		<b>自己株式</b>	<b>△7,678</b>
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>10,093</b>
		その他有価証券評価差額金	7,241
		繰延ヘッジ損益	5
		土地再評価差額金	△2,603
		為替換算調整勘定	4,132
		退職給付に係る調整累計額	1,317
		<b>非支配株主持分</b>	<b>1,270</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>102,476</b>
<b>資産合計</b>	<b>146,006</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>146,006</b>

■ 連結計算書類

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		116,596
売上原価		82,637
売上総利益		33,959
販売費及び一般管理費		18,502
営業利益		15,456
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	420	
賃貸収入	78	
為替差益	296	
その他	351	1,147
営業外費用		
支払利息	48	
持分法による投資損失	1,076	
貸倒引当金繰入額	6	
その他	427	1,558
経常利益		15,045
特別利益		
固定資産売却益	56	56
特別損失		
固定資産除却損及び売却損	98	
投資有価証券評価損	199	298
税金等調整前当期純利益		14,803
法人税、住民税及び事業税	5,678	
法人税等調整額	△415	5,262
当期純利益		9,541
非支配株主に帰属する当期純利益		84
親会社株主に帰属する当期純利益		9,456

## 連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年4月1日残高	4,746	5,214	84,605	△5,776	88,789
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,652		△2,652
親会社株主に帰属する当期純利益			9,456		9,456
自己株式の取得				△4,659	△4,659
自己株式の処分		75		144	219
自己株式の消却		△2,612		2,612	－
土地再評価差額金の取崩			△42		△42
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△2,537	6,762	△1,902	2,323
2026年3月31日残高	4,746	2,677	91,367	△7,678	91,112

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2025年4月1日残高	6,497	△0	△2,645	3,033	853	7,739	1,173	97,702
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△2,652
親会社株主に帰属する当期純利益								9,456
自己株式の取得								△4,659
自己株式の処分								219
自己株式の消却								－
土地再評価差額金の取崩								△42
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	744	5	42	1,098	463	2,353	96	2,450
連結会計年度中の変動額合計	744	5	42	1,098	463	2,353	96	4,773
2026年3月31日残高	7,241	5	△2,603	4,132	1,317	10,093	1,270	102,476

## 連結注記表

<連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等>

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結の範囲に関する事項
  - (1) 連結子会社……………13社  
株式会社モリタ、モリタ宮田工業株式会社、株式会社モリタ環境テック、株式会社モリタエコノ  
ス、株式会社モリタテクノス、BRONTO SKYLIFT OY AB、株式会社北海道モリタ、その他6社
  - (2) 主要な非連結子会社名  
康鴻森田（香港）有限公司  
非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う  
額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。
3. 持分法の適用に関する事項
  - (1) 持分法を適用した関連会社の数……2社  
株式会社モリタ東洋、南京晨光森田環保科技有限公司
  - (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社  
鹿児島森田ポンプ株式会社、康鴻森田（香港）有限公司、その他3社  
持分法非適用会社は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体  
としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております。
4. 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項  
持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる南京晨光森田環保科技有限公司については、同社の  
事業年度に係る計算書類を使用しております。株式会社モリタ東洋については、連結決算日現在で実施した  
仮決算に基づく計算書類を使用しております。
5. 連結子会社の事業年度等に関する事項  
連結子会社のうち、BRONTO SKYLIFT OY AB及びその子会社4社の決算日は12月31日であります。  
連結決算日との差異は3か月以内であるため、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結  
を行っております。ただし、連結決算日までの間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っ  
ております。

## 6. 会計方針に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

#### ② 棚卸資産

評価基準 原価法 (収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

評価方法 製品及び仕掛品……主として個別法

原材料……主として移動平均法

貯蔵品……最終仕入原価法

#### ③ デリバティブ 時価法

### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産 (リース資産、使用権資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。なお耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。在外連結子会社は定額法を採用しております。

#### ② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### ④ 使用権資産

資産の耐用年数またはリース期間のうちいずれか短い期間に基づく定額法を採用しております。

#### ⑤ 長期前払費用

期間内均等償却を採用しております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## ■ 連結計算書類

- ② 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。
  - ③ 役員賞与引当金  
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。
  - ④ 製品保証引当金  
販売済み製品についてのアフターサービス費用及び無償修理費の支出に備えるため、過去の実績に基づいて必要額を計上しております。
  - ⑤ リコール関連引当金  
リコールを実施した対象製品の点検・改修等に関する支出に備えるため、合理的に見積もられる金額を計上しております。
  - ⑥ 役員退職慰労引当金  
一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ① 重要な収益及び費用の計上基準  
当社グループは、主に消防車輛、防災機器及び設備、産業機械、環境車輛の製造販売を行っており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。  
これらの製品の販売については、製品が顧客に検取された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客による製品の検取時に収益を認識しております。ただし、国内販売においては出荷時から顧客による検取時までの期間が通常の間である場合には重要性等に関する代替的な取扱いを適用し出荷時に収益を認識しております。また、輸出販売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。  
ただし、防災機器及び設備に係る工事契約の一部については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、その充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。  
取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

## ② 重要なヘッジ会計の方法

### ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっており、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。また、一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては、一体処理によっております。

### ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ、為替予約、金利通貨スワップ

ヘッジ対象……借入金の利息、外貨建債権債務等、外貨建借入金及び利息

### ヘッジ方針

当社グループの内部規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジするためにデリバティブ取引を行っております。

### ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価方法としております。

## ③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。当連結会計年度末における年金資産が、退職給付債務の額を超過する場合には、投資その他の資産「退職給付に係る資産」に計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

## ④ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

## ■ 連結計算書類

### ⑤ のれんの償却に関する事項

のれんは10年間で均等償却しております。ただし、金額が僅少の場合は、発生年度に全額償却する方法によっております。

#### <会計上の見積りに関する注記>

該当事項はありません。

#### <連結貸借対照表に関する注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額 37,544百万円
2. 企業立地投資奨励金等による圧縮記帳額 138百万円
3. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。
  - ・再評価の方法……………土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。
  - ・再評価を行った年月…2002年3月31日
  - ・当連結会計年度末において、再評価を行った土地の時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額を記載しておりません。

#### <連結株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の総数 普通株式 45,418,542株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当
  - (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年4月25日 取締役会	普通株式	1,410	33.00	2025年3月31日	2025年5月30日
2025年10月31日 取締役会	普通株式	1,242	29.00	2025年9月30日	2025年12月1日

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年4月28日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,434	35.00	2026年 3月31日	2026年 6月1日

<金融商品に関する注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要に応じて銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形、売掛金及び契約資産に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、すべて1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、重要なものにつき、先物為替予約を行うことによりリスクヘッジを行っております。また、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。営業債務及び資金調達に係る流動性リスクは、適時に資金繰り計画を作成・更新することによりリスク管理をしております。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注）を参照ください。）。また、現金は注記を省略しており、預金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 受取手形、売掛金及び契約資産（※1）	30,163	30,151	△11
(2) 投資有価証券 其他有価証券	14,891	14,891	—
資産計	45,054	45,042	△11
デリバティブ取引（※2）	(26)	(26)	—

（※1） 貸倒引当金を控除しております。

（※2） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注） 市場価格のない株式等

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	68
非連結子会社株式及び関連会社株式	274

これらについては、「其他有価証券」には含めておりません。

## ■ 連結計算書類

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	14,891	—	—	14,891
デリバティブ取引				
通貨関連	—	8	—	8
資産計	14,891	8	—	14,899
デリバティブ取引				
通貨関連	—	35	—	35
負債計	—	35	—	35

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形、売掛金及び契約資産	－	30,151	－	30,151
資産計	－	30,151	－	30,151

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約については取引先金融機関から提示された価格等に基づいて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

受取手形、売掛金及び契約資産

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

<賃貸等不動産に関する注記>

重要な賃貸等不動産がないため、注記は省略しております。

## ■ 連結計算書類

### <収益認識に関する注記>

#### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは持株会社制度を採用し、当社がグループ全体の経営戦略策定等の機能を担うとともに製品・サービス別の事業会社を置き、各事業会社は取り扱う製品・サービスについて機動的に事業活動を展開しております。

従って、当社は事業会社を基礎とした製品・サービス別セグメントから構成されており、「消防車輛事業」、「防事業」、「産業機械事業」及び「環境車輛事業」の4つを報告セグメントとしており、収益の分解情報は報告セグメントと同一であります。

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	消防車輛	防災	産業機械	環境車輛	
売上高					
顧客との契約から生じる収益	71,689	24,959	6,476	13,427	116,554
その他の収益	—	—	—	41	41
外部顧客への売上高	71,689	24,959	6,476	13,469	116,596
セグメント間の内部売上高又は振替高	216	327	9	215	768
計	71,906	25,287	6,486	13,684	117,365

#### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 6. 会計方針に関する事項 (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ① 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

#### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下の通りであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	31,406
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	33,160
契約負債 (期首残高)	5,057
契約負債 (期末残高)	4,347

契約負債は、主に製品の引渡し前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含めております。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。なお、当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額に重要性はありません。

< 1株当たり情報に関する注記 >

1. 1株当たり純資産額	2,470円13銭
2. 1株当たり当期純利益（期中平均株式数による）	224円71銭

< 重要な後発事象に関する注記 >

該当事項はありません。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>26,246</b>	<b>流動負債</b>	<b>11,936</b>
現金及び預金	21,026	電子記録債務	14
前払費用	33	未払金	234
短期貸付金	4,647	未払費用	36
その他	659	未払法人税等	184
貸倒引当金	△120	未払消費税等	145
<b>固定資産</b>	<b>54,073</b>	預り金	11,049
<b>有形固定資産</b>	<b>24,588</b>	賞与引当金	150
建物	9,434	役員賞与引当金	103
構築物	725	その他	18
機械装置	287	<b>固定負債</b>	<b>3,255</b>
工具、器具及び備品	87	預り保証金	133
土地	14,045	繰延税金負債	2,266
その他	6	退職給付引当金	335
<b>無形固定資産</b>	<b>49</b>	再評価に係る繰延税金負債	500
ソフトウェア	42	その他	20
その他	7	<b>負債合計</b>	<b>15,191</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>29,435</b>	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	9,721	<b>株主資本</b>	<b>63,157</b>
関係会社株式	19,158	<b>資本金</b>	<b>4,746</b>
前払年金費用	143	<b>資本剰余金</b>	<b>2,243</b>
その他	412	資本準備金	1,638
		その他資本剰余金	604
		<b>利益剰余金</b>	<b>63,912</b>
		利益準備金	1,234
		その他利益剰余金	62,677
		配当準備積立金	1,000
		固定資産圧縮積立金	1,172
		別途積立金	52,539
		繰越利益剰余金	7,965
		<b>自己株式</b>	<b>△7,744</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,971</b>
		その他有価証券評価差額金	4,574
		土地再評価差額金	△2,603
<b>資産合計</b>	<b>80,320</b>	<b>純資産合計</b>	<b>65,129</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>80,320</b>

## 損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		11,407
営業費用		3,753
営業利益		7,654
営業外収益		
受取利息	153	
受取配当金	248	
為替差益	371	
その他	177	951
営業外費用		
支払利息	31	
その他	26	57
経常利益		8,548
特別利益		
固定資産売却益	54	54
特別損失		
固定資産除却損及び売却損	0	
投資有価証券評価損	199	200
税引前当期純利益		8,403
法人税、住民税及び事業税	377	
法人税等調整額	△35	342
当期純利益		8,060

■ 計算書類

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
2025年4月1日残高	4,746	1,638	3,142	4,780	1,234	1,000	1,179	49,039	6,092	58,546
事業年度中の変動額										
剰余金の配当									△2,652	△2,652
当期純利益									8,060	8,060
固定資産圧縮積立金の取崩							△6		6	-
別途積立金の積立								3,500	△3,500	-
自己株式の取得										
自己株式の処分			75	75						
自己株式の消却			△2,612	△2,612						
土地再評価差額金の取崩									△42	△42
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	△2,537	△2,537	-	-	△6	3,500	1,873	5,366
2026年3月31日残高	4,746	1,638	604	2,243	1,234	1,000	1,172	52,539	7,965	63,912

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
2025年4月1日残高	△5,842	62,230	3,192	△2,645	547	62,777
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△2,652				△2,652
当期純利益		8,060				8,060
固定資産圧縮積立 金の取崩		－				－
別途積立金の積立		－				－
自己株式の取得	△4,659	△4,659				△4,659
自己株式の処分	144	219				219
自己株式の消却	2,612	－				－
土地再評価差額金 の取崩		△42				△42
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			1,382	42	1,424	1,424
事業年度中の変動額合計	△1,902	926	1,382	42	1,424	2,351
2026年3月31日残高	△7,744	63,157	4,574	△2,603	1,971	65,129

## 個別注記表

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券
    - 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法
    - その他有価証券
    - 市場価格のない株式等以外のもの……時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
    - 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法
  - (2) デリバティブ 時価法
3. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。なお耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
  - (3) リース資産
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
    - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
  - (4) 長期前払費用
    - 期間内均等償却を採用しております。
4. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金
    - 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金
    - 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度末における年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超える場合には、投資その他の資産「前払年金費用」に計上しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の収益は子会社からの経営指導料、不動産賃貸料及び受取配当金となります。経営指導料は、各子会社との契約に基づき経営指導等の役務を継続的に提供することが履行義務であるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。不動産賃貸料は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い、賃貸借契約期間の経過に応じて収益を認識しております。受取配当金は、配当の効力発生日をもって収益を認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. ヘッジ会計の処理方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっており、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。また、一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては、一体処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ、為替予約、金利通貨スワップ

ヘッジ対象……借入金の利息、外貨建債権債務等、外貨建借入金及び利息

(3) ヘッジ方針

当社の内部規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジするためにデリバティブ取引を行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価方法としております。

## ■ 計算書類

### <会計上の見積りに関する注記>

該当事項はありません。

### <貸借対照表に関する注記>

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 14,531百万円 |
| 2. 保証債務           |           |

次の会社に対して、債務保証を行っております。

銀行借入金

BRONTO SKYLIFT OY AB	1,884百万円
----------------------	----------

履行保証等

BRONTO SKYLIFT OY AB	1,219百万円
----------------------	----------

- |                      |        |           |
|----------------------|--------|-----------|
| 3. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務 | 短期金銭債権 | 5,197百万円  |
|                      | 短期金銭債務 | 10,970百万円 |

4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法…………… 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。
- ・再評価を行った年月……………2002年3月31日
- ・当事業年度末において、再評価を行った土地の時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額を記載しておりません。

### <損益計算書に関する注記>

関係会社との取引高	営業収益	11,407百万円
	営業費用	15百万円
	営業取引以外の取引高	150百万円

### <株主資本等変動計算書に関する注記>

当事業年度末日における自己株式の数	普通株式	4,446,768株
-------------------	------	------------

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	47百万円
退職給付引当金	210
役員退職慰労引当金 (長期未払金)	4
株式報酬費用	101
償却限度超過額	41
投資有価証券評価損	113
会員権評価損	7
関係会社株式	127
貸倒引当金	37
減損損失	271
土地再評価に係る繰延税金資産	1,162
その他	122
繰延税金資産小計	2,246
評価性引当額	△1,828
繰延税金資産合計	418

(繰延税金負債)

前払年金費用	△45
その他有価証券評価差額金	△2,100
固定資産圧縮積立金	△538
土地再評価に係る繰延税金負債	△500
繰延税金負債合計	△3,185

繰延税金資産の純額 △2,766

<リースにより使用する固定資産に関する注記>

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	74百万円
1年超	939百万円
合計	1,014百万円

## ■ 計算書類

<関連当事者との取引に関する注記>

当社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)モリタ	兵庫県 三田市	1,000	消防車の製造、販売	(所有) 直接 100.0	経営指導、 不動産の賃貸、 資金貸借関係、 役員の兼任	経営指導料	1,108	未収入金	101
							不動産賃貸収入	602	未収入金	55
							資金の貸付	400	短期貸付金	400
							利息の受取	13	—	—
	モリタ宮 田工業(株)	東京都 江東区	100	消火器、消 火設備等の 製造、販売	(所有) 直接 100.0	経営指導、 不動産の賃貸、 資金貸借関係、 役員の兼任	資金の受入	△1,800	預り金	4,200
							利息の支払	12	—	—
	(株)モリタ 環境テック	千葉県 船橋市	100	環境機器の 製造、販売 及び環境プ ラントの設 計、施工	(所有) 直接 100.0	経営指導、 不動産の賃貸、 資金貸借関係、 役員の兼任	資金の受入	△200	預り金	3,100
							利息の支払	9	—	—
	(株)モリタ テクノス	兵庫県 三田市	100	消防車のオー バーホール	(所有) 直接 100.0	経営指導、 不動産の賃貸、 資金貸借関係、 役員の兼任	資金の受入	200	預り金	1,900
							利息の支払	3	—	—
	BRONTO SKYLIFT OY AB	フィンラ ンド 共和国 タンペレ 市	1,515千 ユーロ	屈折はしご 付消防車及 び高所作業 車の製造、 販売	(所有) 直接 100.0	経営指導、 資金貸借関 係、債務保 証、役員の 兼任	資金の貸付	1,453	短期貸付金	4,127
							利息の受取	94	—	—
							債務保証	3,103	—	—
	(株)北海道 モリタ	北海道 札幌市	30	消防車の製造、販売	(所有) 直接 66.3	経営指導、 不動産の賃貸、 資金貸借関係、 役員の兼任	資金の受入	—	預り金	1,200
利息の支払							3	—	—	

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方法等

・経営指導料につきましては、当社より提示した料率に基づいた金額を契約により決定しております。

・不動産賃貸収入につきましては、近隣の取引実勢に基づいて賃貸料金額を決定しております。

・資金の貸借につきましては、短期での反復取引のため、取引金額は前事業年度末時点との差引金額を表示しております。また、金利につきましては、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. BRONTO SKYLIFT OY ABの履行保証等について、債務保証を行っております。

<収益認識に関する注記>

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

<1株当たり情報に関する注記>

1. 1株当たり純資産額	1,589円61銭
2. 1株当たり当期純利益（期中平均株式数による）	191円53銭

<重要な後発事象に関する注記>

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

株式会社 モリタホールディングス  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大好 慧  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉永 竜也  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社モリタホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社モリタホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

株式会社 モリタホールディングス  
取締役会 御中

#### 太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大好 慧  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉永 竜也  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社モリタホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第93期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

株式会社モリタホールディングス 監査役会

常勤監査役 平岡 理 弘<sup>㊟</sup>

監査役  
(社外監査役) 太田 将<sup>㊟</sup>

監査役  
(社外監査役) 西村 捷 三<sup>㊟</sup>

監査役  
(社外監査役) 矢野 奈保子<sup>㊟</sup>

以 上

# 株主総会会場 ご案内略図

ゼント心齋橋 3階 (旧ヒューリック心齋橋ビル)  
TKPガーデンシティPREMIUM心齋橋  
大阪市中央区南船場4-3-2



## 交通のご案内

Osaka Metro 御堂筋線・長堀鶴見緑地線  
「心齋橋駅」 3号出口から徒歩約2分

会場入口は「南船場3」交差点から西に約20m進んだ所にございます。

※当会場には、駐車場、駐輪場がございませんので、あしからずご了承くださいませ  
ようお願い申し上げます。

株式会社 **モリタホールディングス**

<https://www.morita119.com/>



UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル  
デザインフォントを採用しています。